

## 監査公告第2号

### 定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による病院管理部の定期監査を加賀市監査基準（令和2年加賀市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年6月22日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

# 病院管理部定期監査結果報告

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査期間

令和4年5月10日から令和4年6月9日まで

## 第3 監査の対象

病院管理部（総務課、企画経営課、医療サービス課、加賀看護学校）

## 第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 加賀看護学校の設計にあたり、機能面や財源確保等において、より効果的な方法で計画が進められているか。また、市の関連計画との調整など各関係部署との連携が図られているか。
- (4) 公立病院経営強化プランの策定について、現プランにおける評価・検証を行い、次期プランの策定に向け取り組んでいるか。

## 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

## 第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

## 第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・コロナ禍による受診控え等の対応について、次のとおり意見を付す。

長引くコロナ禍により患者の受診控えや地域医療機関からの紹介率の低迷などが見られ、コロナ禍の回復基調にあって利用者数の戻りへの対策が急務となっている。

一方で、研修医や実習生を積極的に受け入れてきた成果は、医療従事者の士気の高まりと医師確保に大いに寄与しており、評価できるものである。

地域医療を守るために積み重ねてきたこのような取り組みを市民に広く紹介するなどし、いち早くコロナ禍前の利用者水準を取り戻せるよう、より効果的な対策を期待する。

## 第8 留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

### 病院管理部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 医師確保について
2. 医療人の育成について
3. 病診連携の促進による地域医療資源の有効活用について
4. 加賀看護学校設計事業について
5. 公立病院経営強化プランについて
6. 令和3年度決算見込について